

第5号議案

役員報酬額に関する件

(提案理由)

定款第25条及び役員報酬規程第4条に規定する、理事及び監事の報酬の額について、定款第12条(3)の規定により、令和3年度の役員報酬額について承認をお願いします。

- 1 役員の間報酬額は、2,000,000円超えないものとする。

会 長 360,000円以内

専務理事 1,176,000円以内

員外監事 120,000円以内

理事会に出席した場合は、1回につき2,800円とする。(上記の役員は除く)

(参考)

定款 (抜粋)

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会に於いて定める総額の範囲内で総会に於いて別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

役員報酬規程 (抜粋)

(報酬の支給基準)

第4条 役員の間報酬額は、200万円を超えないものとする。

- 2 報酬額は、総会の決議による。